

# 建築物の地震に対する安全性に係る 認定を申請される方へ（ご案内）

－建築物の耐震改修の促進に関する法律第 22 条認定－

## 建築物の地震に対する安全性に係る認定の概要について

建築物の所有者は、当該建築物が地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の所管行政庁の認定を申請することができます。

建築物の耐震改修の円滑な促進を図るための措置として、認定を受けた場合、その旨を利用者の視認しやすい場所や広告に任意に表示することができます。これにより、建築物の利用者は容易に耐震性があることを確認できることとなります。

※表示はあくまで任意とされているため、認定を受けている旨の表示がされていない建築物であっても、必ずしも耐震性がないとは限らない点に留意が必要とされています。

## 認定要件の概要について

建築物の地震に対する安全性の認定は、次のいずれかに適合していることが要件です。

- ① 耐震関係規定に適合していること（新耐震基準に適合していることを含みます）
- ② 地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること（耐震診断の結果耐震性があると確かめられた場合又は耐震改修済みの場合が該当します）

## 認定申請に必要な書類について

認定申請にあたり次の共通書類のほかケースに応じた書類が必要となります。

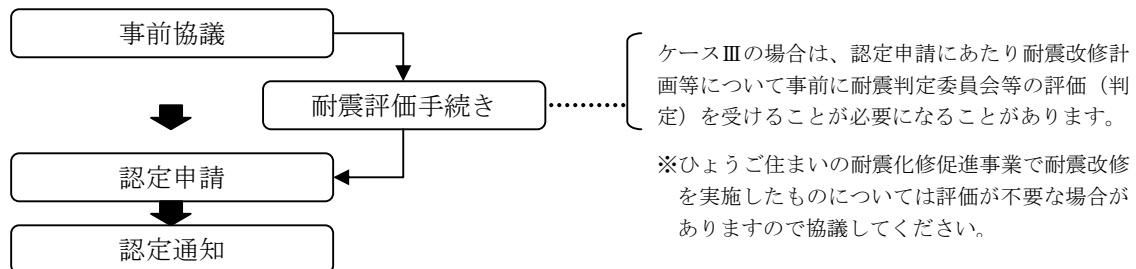
ケース	必要書類	
共通図書	<ul style="list-style-type: none"><li>・添付図書等一覧表（要領別記第 2 号様式）</li><li>・付近見取図、配置図及び各階平面図</li><li>・外観写真</li><li>・全ての確認済証等の写し及び検査済証の写し又は当該各書類が交付されたことを確認できる書類</li><li>・建築物状況確認書（要綱別記第 1 号様式）</li><li>・建築物状況確認資格者の資格が確認できる書類</li></ul>	
I 耐震関係規定に適合している場合（平成 19 年 6 月 20 日以降に着工した建築物に適用されている基準のこと）	省令第 33 条第 1 項第 1 号による場合	省令第 33 条第 1 項第 2 号による場合
	<ul style="list-style-type: none"><li>・構造計算書</li><li>・基礎伏図</li><li>・各階床伏図</li><li>・小屋伏図</li><li>・構造詳細図</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・検査済証の写し</li><li>・確認済証等の写し</li></ul>
II 新耐震基準に適合している場合（昭和 56 年 6 月 1 日から平成 19 年 6 月 19 日までに着工された建築物に適用されている基準のこと）	<ul style="list-style-type: none"><li>・検査済証の写し</li><li>・確認済証等の写し</li></ul>	

III	耐震診断基準に適合している場合 (国土交通大臣が定める基準(平成18年国土交通省告示第184号別添の規定による基準)のこと)	耐震診断を行った場合	耐震改修を行った場合
		<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震診断結果表</li> <li>耐震診断の評価書の写し</li> <li>耐震診断の実施者の資格が確認できる書類</li> <li>耐震診断の実施者が登録資格講習を修了したことを確認できる書類</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震改修の計画の評価書の写し</li> <li>耐震改修の計画の策定者の資格が確認できる書類</li> <li>耐震改修の計画の策定者が登録資格講習を修了したことを確認できる書類</li> <li>工事実施確認書</li> <li>工事の実施を確認した者の資格が確認できる書類</li> </ul>
IV	時刻歴応答計算検証建築物の場合	旧第38条認定の認定書の写し	

### 認定申請に関する注意事項について

- ・ 認定の申請手数料は不要です。ただし、建築士の書類等作成費用や耐震判定委員会等（耐震評価の第三者機関）の評価費用等が必要になる場合は申請者の負担となります。
- ・ 建築基準法の規定に適合していない場合は、認定することができません。
- ・ 耐震性があることを証する書類がない場合は、認定することができません。
- ・ 審査にあたり必要な情報が不足している場合は、追加資料の提出を求めることがあります。
- ・ 申請書に記載された内容は、所管行政庁内の他の部署に対し、内容確認や詳細調査のために情報提供することがあります。

### 手続きの流れの概要について



※耐震評価手続きは申請者自らが行う手続きですので、事前協議前に実施することもできます。

※認定を受けた旨の表示プレート（有料）を希望される場合は、一般財団法人日本建築防災協会（国土交通大臣指定耐震改修支援センター）にお問い合わせください。

（表示プレートの表示を行う場合は、申請者自らが製作して表示することとなります。）

### 問合せ先

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号  
 尼崎市都市整備局都市計画部建築安全担当（市役所本庁北館5階）  
 電話 06-6489-6647